

至誠館大学教員選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、至誠館大学の教育職員（以下「教員」という。）の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で「教員」とは、教授、准教授、講師（常勤の者に限る）及び助教並びに助手をいう。

(採用及び昇任の選考)

第3条 教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、教授会が教育、研究業績、経歴、専攻分野、人格、学会及び社会における活動等について審議し、及び学長の求めに応じて意見を述べた後、理事長が行う。

2 理事長は、選考にあたっては、学長の意見を考慮するものとする。

3 人事委員会の設置等については、別に定める。

(専任教員数)

第4条 専任教員数は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の定める基準を下らない数で別に定める。

(教授の任用資格)

第5条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ大学における教育を担当するにふさわしい教育研究上の能力があると認められる者とする。

(1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者

(2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

(3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

(4) 大学（短期大学を含む。以下同じ。）において教授の経歴のある者

(5) 大学において原則として5年以上の准教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者

(6) 芸術の分野において優れた業績を挙げ、又は体育等の分野において特殊の技能に秀で、教育の経歴のある者

(7) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(8) 研究所、試験所、調査所等に10年以上在職し、研究上の業績があると認められる者

(准教授の任用資格)

第6条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ大学

における教育を担当するにふさわしい教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 前条のいずれかに該当する者
- (2) 大学において准教授の経歴のある者
- (3) 大学において原則として3年以上専任の講師の経歴がある者
- (4) 大学において6年以上助教又はこれに準ずる職員としての経歴がある
- (5) 修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
- (6) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有する者
- (7) 研究所、試験所、調査所等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者

(講師の任用資格)

第7条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第5条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について教育上の能力があると認められる者

(助教の任用資格)

第8条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第5条各号又は第6条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の任用資格)

第9条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力があると認められる者

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

制定 平成11年 4月 1日(制定)

改正 平成13年 9月18日(第1回改正)

平成19年 4月 1日（第2回改正）

この規程施行前における助教授としての在職は、この規程による改正後の至誠館大学教員選考規程第6条の准教授としての在職とみなす。

平成26年 4月 1日 （第3回改正）

平成27年 4月 1日 （第4回改正）

平成28年 6月 1日 （第5回改正）

平成31年 4月 1日 （第6回改正）